

## 港区立亀塚公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社グリーバル（以下「乙」という。）は、港区立亀塚公園等の管理運営に関して、令和2年4月1日に締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書」第31条の規定に基づき、「港区立亀塚公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

### 1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第30条第2項に規定する指定管理料の額は、年間202,580,714円（消費税を含む。）とする。

### 2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

| 対象期間  | 公園          | 児童遊園         | 支払額合計        |
|-------|-------------|--------------|--------------|
| 第1四半期 | 22,641,226円 | 30,346,691円  | 52,987,917円  |
| 第2四半期 | 22,841,065円 | 29,590,445円  | 52,431,510円  |
| 第3四半期 | 19,539,787円 | 28,598,925円  | 48,138,712円  |
| 第4四半期 | 18,629,270円 | 30,393,305円  | 49,022,575円  |
| 合計    | 83,651,348円 | 118,929,366円 | 202,580,714円 |

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 武井雅昭 印

乙 東京都港区芝公園一丁目12番7号  
株式会社グリーバル  
代表取締役 村木 孝 印